

Tokyo Metro To Me CARD特約

個人情報の取扱いに関する重要事項(Tokyo Metro To Me CARD特約)

第1章 Tokyo Metro To Me CARD

第1条 (適用)

東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)が提携して発行するTokyo Metro To Me CARD(以下「To Me CARD」という)に入会を申し込まれた方、本人会員及び家族会員(以下総称して「会員」という)には、「UCカード会員規約」「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条 (個人情報の提供・利用)

1. 会員は、セゾンが保護措置を講じたうえで以下の個人情報を東京メトロに提供し、東京メトロが以下の利用目的で利用することに同意します。

[提供する個人情報]

(1) 会員がTo Me CARD申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、学校名、家族構成、住居状況、及びUCカード会員規約第14条により届出た情報

(2) 会員のTo Me CARDによる商品購入の利用日、利用金額、支払区分

[利用目的]

(1) To Me CARDの機能・付帯サービス等の提供

(2) 東京メトロの事業及び東京メトロが提供する企業の事業における新商品、新機能、新サービスの開発及び市場調査並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

2. 会員が、前項に同意されない場合、お申込みをお断りします。

第3条 (共同利用)

東京メトロは、東京メトロのグループ会社(以下「共同利用会社」という)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理については東京メトロが責任を負います。共同利用会社の具体的な名称・事業内容については、以下のTo Me CARDのホームページに常時掲載しております。

第2条及び本条に係る会員からの個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、以下の問い合わせ・相談窓口までお願いします。

[共同利用する個人情報]

(1) 第2条により東京メトロがセゾンから提供を受けた個人情報

(2) セゾンから提供を受けた個人情報以外で会員が東京メトロに届出た事項

(3) 東京メトロ及び共同利用会社の店舗・施設等における会員のTo Me CARDご利用に関するご利用日・代金・商品名等の情報

[利用目的]

(1) To Me CARDの機能・付帯サービスの提供

(2) 共同利用会社の事業に関する新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査ならびに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

[To Me CARDのホームページアドレス]

<http://www.to-me-card.jp>

[問い合わせ・相談窓口]

東京地下鉄株式会社 お客様センター

東京都台東区東上野三丁目19番6号 03-3941-2004

第4条 (条項の変更)

本特約のうち第1条から第3条までは東京メトロ及びセゾン所定の手続きにより、法令に従い必要な範囲内で変更できるものとします。

第2章 PASMOオートチャージ特則

第5条 (適用)

株式会社パスモ(以下「パスモ」という)が発行するオートチャージサービス機能付PASMO(以下「オートチャージPASMO」という)に申し込まれた会員(ただし、パスモ、セゾン及び東京メトロが提携して発行するTokyo Metro To Me CARD PASMO(以下「To Me CARD PASMO」という)に入会を申し込まれた会員を除く会員とし、以下「オートチャージサービス機能付PASMO会員」という)は、第4条までの規定に加え本特則が適用されます。

第6条 (個人情報の第三者提供)

オートチャージ会員は、セゾンがオートチャージサービス機能付PASMO会員の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、パスモに提供し、パスモが以下の利用目的で利用することに同意します。

なお、本条に係る個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては、末尾記載の問い合わせ・相談窓口までお願いします。

[提供・利用する個人情報]

- (1) 下記(1)を利用目的とする場合:オートチャージサービス機能付PASMO会員の本人会員が届け出た住所
- (2) 下記(2)を利用目的とする場合:オートチャージサービス機能付PASMO会員の本人会員が届け出た電話番号
- (3) 下記(3)を利用目的とする場合:オートチャージサービス機能付PASMO会員のクレジットカード番号及びクレジットカードの有効期限

[利用目的]

- (1) オートチャージPASMO及びオートチャージPASMOに関する通知・案内の送付(家族カードを含む)
- (2) 家族会員のオートチャージPASMOへの登録及びPASMO取扱規則・オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的
- (3) オートチャージサービスに係る利用代金の決済

第7条 (条項の変更)

本特約のうち第5条及び第6条はパスモ及びセゾン所定の手続きにより、法令に従い必要な範囲内で変更できるものとします。

第3章 Tokyo Metro To Me CARD PASMO特則

第8条 (適用)

To Me CARD PASMOに入会を申し込まれた方及び会員(以下総称して「To Me CARD PASMO会員」という)は、第4条までの規定に加え本特則が適用されます。

第9条 (個人情報の第三者提供)

1.To Me CARD PASMO会員は、セゾンがTo Me CARD PASMO会員の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、パスモに提供し、パスモが以下の利用目的で利用することに同意します。

なお、本条に係る会員からの個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては、末尾記載の問い合わせ・相談窓口までお願いします。

[提供・利用する個人情報]

- (1) 下記(1)を利用目的とする場合:To Me CARD PASMO会員の本人会員が届け出た電話番号
- (2) 下記(2)を利用目的とする場合:To Me CARD PASMO会員のクレ

ジットカード番号及びクレジットカードの有効期限

- (3) 下記(3)を利用目的とする場合: To Me CARD PASMO会員の住所
- (4) 下記(4)を利用目的とする場合: To Me CARD PASMO会員の氏名、性別、生年月日及び本人会員の電話番号

[利用目的]

- (1) 家族会員のPASMO機能への登録
 - (2) オートチャージサービスに係る利用代金の決済
 - (3) To Me CARD PASMO及びオートチャージサービスに関する通知・案内の送付
 - (4) 有効期限更新、盗難、紛失、カード障害、届出事項の変更等にもない3社が発行する新カードのPASMOへの記録
2. To Me CARD PASMO会員が、前項に同意にされない場合、To Me CARD PASMOのお申込みをお断りします。

第10条 (株式会社パスモでの個人情報の取扱い)

1. To Me CARD PASMO会員がTo Me CARD PASMOの購入(オートチャージサービスの申込みを含む)のために提出した個人情報の取扱いはパスモが定めるPASMO取扱規則及びオートチャージサービス取扱規則の定めによります。
2. パスモが、前条第1項により、取得した個人情報の取扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、パスモが定めるPASMO取扱規則及びオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

第11条 (条項の変更)

本特約のうち第8条から第10条まではパスモ及びセゾン所定の手続きにより、法令に従い必要な範囲内で変更できるものとします。

[PASMOのホームページアドレス]

<http://www.pasmo.co.jp>

[問い合わせ・相談窓口]

株式会社パスモ

東京都新宿区西新宿3-2-11

Tokyo Metro To Me CARD会員特約

第1条 (Tokyo Metro To Me CARDとは)

Tokyo Metro To Me CARD(以下「To Me CARD」と称します。)は、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が提携して発行するクレジットカードであり、セゾンが提供するクレジットカードサービス、並びに東京メトロが提供する特典及び諸サービスが受けられるカードをいいます。

第2条 (会員資格)

1. 申込者は、セゾンが提供するクレジットサービス等については「UCカード会員規約」、東京メトロが提供する特典及び諸サービスについては、東京メトロ及びセゾン(以下一括して「両社」と称します。)が定める本特約並びに東京メトロが定める「メトロポイント規約」の内容を承認の上、両社が定める共通の入会申込書等所定の方法にて、両社に入会を申込みものとします。
2. To Me CARDの会員は、両社が会員として入会を承諾した者とし、UCカード会員規約に定める会員資格(以下「セゾンの会員資格」と称します。)と本特約に基づく資格(以下「To Me CARD会員資格」と称します。)を有するものとします。契約は両社が承諾をした日に成立するものとします。
3. セゾンは、会員に対し、To Me CARDを貸与するものとします。

第3条 (特典およびサービスの利用)

1. 会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、東京メトロが提供する特典及びサービスを受ける場合、東京メトロ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条 (年会費)

To Me CARDの年会費は、以下の通りとします。

	一般カード	ゴールドカード
本人カード	無料	10,000円(税抜)
家族カード	無料	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき、 1,000円(税抜)。

第5条 (会員資格の喪失)

1. 東京メトロは、会員がTo Me CARD会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずにTo Me CARD会員資格を取り消すことができるものとします。
2. 会員が前項によりTo Me CARD会員資格を取り消された場合、セゾンは当該会員のセゾン会員資格を取り消すものとします。
3. 会員は、セゾンの会員資格を取り消された場合は、To Me CARD会員資格を取り消されるものとします。
4. 本条第2項又は第3項により、会員がセゾン会員資格及びTo Me CARD会員資格を失い、セゾンがTo Me CARDの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

第6条 (本規約の変更等の準用)

1. UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」及び「メトロポイント規約」が適用されるものとします。

Tokyo Metro To Me CARD PASMO会員特約

第1条 (カード名称)

本カードは、株式会社パスモと株式会社クレディセゾン、及び東京地下鉄株式会社の3社(以下「3社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「Tokyo Metro To Me CARD PASMO」(以下「本カード」という)と称します。

第2条 (会員資格・契約の成立)

1. 申込者は、株式会社クレディセゾンが定める「UCカード会員規約」、株式会社クレディセゾンと東京地下鉄株式会社が定める「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」、東京地下鉄株式会社が定める「メトロポイント規約」、3社が定める本特約、及び株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」「オートチャージサービス取扱規則」の内容を承認の上、3社に入会を申込みものとします。
2. 本カードの会員は、3社が会員として入会を承諾した者となります。
3. 本カードに関する契約は、3社が会員として入会を承諾したときに成立します。

第3条 (カードの貸与)

1. 本カードの所有権は、株式会社パスモと株式会社クレディセゾンに帰属し

ます。

- 2.株式会社パスモと株式会社クレディセゾン、本カードを会員に対し貸与するものとします。

第4条 (本カードの取扱)

- 1.会員が、本カードのPASMO機能及びクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用して商品等の購入または提供を受ける場合には、当該加盟店での本カードの提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- 2.前項の申告を怠った場合に生じる不利益・損害等については会員の負担とし、また会員は前項の申告を怠った場合の取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。

第5条 (年会費)

本カードの年会費は、「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」に定める年会費が適用されるものとします。

第6条 (有効期限)

本カードは、3社が認めたときに有効期限が更新されます。会員は旧カード、新カード及びPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

第7条 (盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)

本カードの盗難・紛失・障害が発生した場合、会員は株式会社クレディセゾン、及びPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所の双方に申し出をするものとし、株式会社クレディセゾンと株式会社パスモが新カードを再発行します。会員は、新カード(カード障害時においては新旧両カード)、及びPASMO取扱規則に定める再発行整理票その他PASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、新カードへのPASMO機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能の再発行手数料は、「UCカード会員規約」に定め、PASMO機能の再発行手数料はPASMO取扱規則によるものとします。

第8条 (届出事項の変更)

会員が株式会社クレディセゾンと株式会社パスモに届け出た事項について変更があった場合には、株式会社クレディセゾンに申し出るほか、PASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に本カードを持参のうえ、申し出るものとします。さらに、株式会社クレディセゾンと株式会社パスモから新カードを再発行された場合には、会員は旧カード、新カード及びPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

第9条 (会員資格の喪失等)

- 1.会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本カードの会員資格の喪失及び会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、3社はその責めを負いません。
 - (1) 第2条に記載する規約、規則及び特約のいずれかに違反した場合
 - (2) 株式会社クレディセゾンがクレジットカードの会員資格を取り消した場合
 - (3) 東京地下鉄株式会社が「Tokyo Metro To Me CARD会員資格」を取り消した場合
 - (4) 会員がTokyo Metro To Me CARDの退会を申し出た場合
 - (5) 会員が「PASMO取扱規則」にもとづき本カードのPASMO機能を払いもどした場合又はPASMO機能が無効となった場合又は失効となった場合

- (6) 本カードのPASMO機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
- (7) 会員が本カードを所定の期間受領しない場合(ただし、第6条、第7条、第8条により3社が発行した新カードを受領しない場合はPASMO取扱規則に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能が失効するものとします。)
2. 前項2号から4号に該当した場合、会員は「PASMO取扱規則」に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に速やかに本カードを持参の上、本カードのPASMO機能を記名PASMOに移し替えなければなりません。なお、記名PASMOへの移し替え後は、「PASMO取扱規則」の定めによります。
3. 会員がオートチャージサービスを退会後オートチャージサービスの会員登録を希望するときは、オートチャージサービス取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める株式会社パスモの申込箇所に申込み、所定の承認手続きを受けなければなりません。その場合、本カード以外のクレジットカードを決済カードとする申込み、又は本カード以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みをすることはできません。
4. 会員資格を喪失したときの本カードの返却等の取扱いについては、「UCカード会員規約」「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」の定めによります。本カードのPASMO機能について、本条第1項第5号の払いもどし、若しくは第6号の移し替えの処理を行う前に本カードを株式会社クレディセゾンに返却した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。また、第1項5号及び6号により会員資格を喪失したときには、株式会社クレディセゾンと東京地下鉄株式会社は、株式会社クレディセゾンの定める手続き完了後、PASMO機能のないTokyo Metro To Me CARDに切り替えてカードを発行します。発行後のカードの取扱いは「UCカード会員規約」「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」及び「メトロポイント規約」の定めによるものとします。
5. 第3項にかかわらず、本条第1項第5号または第6号により会員資格を喪失した後の本カードを決済カードとするオートチャージサービスの申込みはできません。

第10条 (インプリンター加盟店での制限事項)

会員は、本カードをインプリンター加盟店(カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第11条 (規定の適用)

1. 本特約に特段の定めがない場合は、本カードのPASMO機能については、「PASMO取扱規則」「オートチャージサービス取扱規則」が、またクレジットカード機能については「UCカード会員規約」「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」「メトロポイント規約」がそれぞれ適用されるものとします。
2. 本特約と「UCカード会員規約」「Tokyo Metro To Me CARD会員特約」「メトロポイント規約」の内容が異なる場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第12条 (本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。